

子宮頸がんワクチンの接種による重篤な副反応が多数生じていることを考慮し、ワクチンとの因果関係がはっきりとするまで同ワクチン接種の一時見直しを国へ求める意見書提出を~~求める~~請願  
に~~関する~~

本年3月、「予防接種法」改正により、4月より法定接種となり、日本中の小学校6年生から高校1年生の女子に対して無料で提供される公共事業となった。

しかし、このワクチンの接種後、若年性関節炎、痙攣、末梢冷感、難治性疼痛、歩行障害、四肢痛、四肢の運動低下、計算能力低下など重い健康被害に苦しむ中高生が出ている。

中には、1年以上の長期欠席を余儀なくされた中学生もおり、漸く、厚生労働省も新たに、「ギランバレー症候群」「急性散在性脳脊髄炎」を副反応事例に加え、事態は深刻さを増している。

子宮頸がんワクチンは、当初から失神などの副反応が目立ち問題視されていた。平成25年3月末時点で、328万人（1人当たり3回）接種しており、そのうち副反応報告は1196件あり、うち106件もの重症な健康被害者を出していることが判明している。

また、町田市においても重篤患者の報告はまだないが、副反応事例においてはすでに4件の報告があり、今後、副反応報告の増大や重篤患者の被害までも発生する可能性もあると考えられる。

インフルエンザワクチンと比べると、その52倍（サーバーリックス）もの重篤な副作用があるという、驚くべきリスクの高いワクチンである。

本来、国民の健康維持、公衆衛生の促進の為の有益な予防接種事業であるならば、大いに歓迎すべきである。しかしながら、子宮頸がんワクチンについては、現在のみならず将来にわたって子供達に健康被害の生じることが懸念される。心身共に未成熟な子供たちに今後いかなる影響を及ぼすのか、特に親達にとっては不安な重大問題である。

以上の理由で、貴議会におかれましては、国に「子宮頸がんワクチンの接種による重篤な副反応が多数生じていることを考慮し、ワクチンとの因果関係がはっきりとするまで同ワクチン接種の一時見直しを国へ求める意見書」を提出して下さるよう請願するものである。